

## ○北九州市立美術館管理要綱

(昭和57年4月1日教育長決裁)

改正	昭和57年10月22日	平成4年5月29日
	平成5年4月1日	平成8年3月28日
	平成14年6月24日	平成16年6月29日
	平成20年3月31日	平成23年7月1日
	平成24年4月27日	平成24年10月1日
	平成25年4月1日	平成28年4月1日

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。「以下」条例という。)並びに北九州市立美術館規則(昭和47年北九州市教育委員会規則第10号)に定めるもののほか、北九州市立美術館の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

第1条 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) めいていしている者

(2) 陳列品を汚損し、若しくは他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者

(3) その他管理上支障があると認める者

(暴力団等の使用の制限)

第2条 教育委員会は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での使用は許可しない。

2 教育委員会は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の許可を取り消すものとする。

(特別研究)

第3条 美術館の陳列品について特別の研究をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(寄贈又は寄託)

第4条 美術館に美術品の寄贈又は寄託をしようとする者は、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

(貸出)

第5条 美術資料の貸出を受けようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第5条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

(使用の条件)

第7条 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

(特別研究承認の取消し等)

第8条 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、特別研究の取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更する(以下「特別研究承認の取消し等」という。)ことができる。

- (1) 使用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めたととき。
- (4) その他管理上支障があると認めたととき。

2 前項の規定に基づく特別研究承認の取消し等により使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品を販売しないこと。
- (2) 定められた場所以外では火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (5) 使用を終えたとき又は条例第3条の3の規定に基づく使用の許可の取り消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後返還すること。

(入館者の守るべき事項)

第10条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (2) みだりに騒音を発するなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (3) 陳列品にふれ、又は陳列品をき損するような行為をしないこと。
- (4) 定められた場所以外に出入りしないこと。

(職員の入立)

第11条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第12条 観覧者又は使用者が施設、設備若しくは陳列品を滅失又はき損したときにおいて、原状回復できないときは、市の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

第13条 美術館の使用に関する諸様式は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可申請書 (展示室用第1号様式、教室その他用第2号様式)
- (2) 特別観覧承認申請書 第3号様式
- (3) 使用許可内定通知書 第4号様式
- (4) 使用許可書 第5号様式
- (5) 物品販売許可申請書 第6号様式
- (6) 使用料返還申請書 第7号様式
- (7) 美術資料寄贈申込所 第8号様式
- (8) 寄贈資料受納書 第9号様式
- (9) 美術資料寄託申請書 第10号様式
- (10) 美術資料受託申請書 第11号様式
- (11) 美術資料借用申請書 第12号様式
- (12) 美術資料貸出承認書 第13号様式

付 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。
  - 2 北九州市立美術館管理要綱(昭和47年4月1日)は、廃止する。
- 付 則 (昭和57年10月22日教育長決裁)

この要綱は、昭和 57 年 11 月 1 日から適用する。

付 則（平成 4 年 5 月 29 日教育長決裁）

この要綱は、昭和 57 年 11 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の適用の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成 5 年 4 月 1 日教育長決裁）

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 8 年 3 月 11 日教育長決裁）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 14 年 6 月 24 日教育長決裁）

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（平成 16 年 6 月 29 日教育長決裁）

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（平成 20 年 3 月 31 日教育長決裁）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 23 年 7 月 1 日教育長決裁）

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

付 則（平成 24 年 4 月 27 日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（平成 24 年 9 月 24 日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（平成 25 年 1 月 30 日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 28 年 2 月 29 日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

#### 別表（第 6 条関係）

区分	減免の割合
（1）市と共催により使用するとき。	10割
（2）療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の提示をして、市が主催する行事に入場するとき。	陳列品の観覧料の10割
（3）年長者施設利用証又は下関市介護保険被保険者証（65歳以上の者に限る。）の提示をして、市が主催する行事（北九州市立美術館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第10号）第5条に規定する特別の展覧会（以下「特別の展覧会」という。）を除く。）に入場するとき。	陳列品の観覧料の10割
（4）年長者施設利用証の提示をして、市が主催する特別の展覧会に入場するとき。	陳列品の観覧料の2割

<p>(5) 公的機関が発行した福岡市、熊本市又は鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名及び生年月日の記載のあるもの。運転免許証又は国民健康保険証等）の提示をして、市が主催する行事（特別の展覧会を除く。）に入場するとき。</p>	<p>陳列品の観覧料の10割</p>
<p>(6) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p>	<p>陳列品の観覧料の10割並びに各室使用料及び器具使用料の5割</p>

注 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が1級から4級までの者に限る。）が使用するときの付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。